

今後の堺市の特別支援教育について

堺市教育委員会



堺市の特別支援教育について

【基本的な考え方】

- 堺市では、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えています。
- 各学校において、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた学びの場の見直し及び適切な特別の教育課程の編成を行う必要があります。



堺市の特別支援教育について

【今後】

- 3年間（令和5～7年度）かけて、各校において、支援学級に在籍している児童生徒について、順次、教育相談を行い、**児童生徒の状況に応じた「学びの場」の見直しを図ります。**
- 文部科学省の通知には、「原則として、週の授業時数の半分以上を目安」として、支援学級における学びの時間が示されており、堺市においてもそれをふまえ、見直しを進めていく予定です。
- ただし、児童生徒一人一人の学びの場は、その子どもの障害の状態、教育的ニーズ、学校の状況等を総合的に勘案し、判断することなどから、**授業時数の目安のみをもって「学びの場」を分けるものではありません。**



堺市の特別支援教育について

【今後】

- 令和6年度新小学1年生については、令和5年度の就学相談より保護者に支援学級、通級指導教室、通常の学級における指導・支援の内容等、情報提供を行いながら相談を進め、今後の方針に基づいた、入学時からの適切な「学びの場」を検討します。
- 就学相談、進学相談、教育相談にあたっては、
 - ① 一人一人の障害の特性や程度、学習の達成度に応じた適切な学び方と学びの場が、子どもたちがよりよく「成長」できるような設定となっているか
 - ② 通級指導教室、支援学級を選択する（特別の教育課程を編成する）場合は、「自立活動」を取り入れること等、それぞれの学びの場に在籍する際の※一定の基準（ルール）に準じているかを、**学校とも丁寧に確認したうえで、選択することが大切です。**

※一定の基準（ルール）については次ページをご参照ください。



「学びの場」について

	在籍	当該学年の学習	合理的配慮 ※1	自立活動	下学年の学習 ※2	特別支援学校学習指導要領における各教科の内容の学習 等	特徴
通常の学級	通常の学級	○	○				合理的配慮等の必要な支援を行うことにより当該学年の学習を行う
通級指導教室 (週当たり1～8時間)	通常の学級	○	○	○			通常の学級に在籍しながら、 <u>障害に応じた特別な指導（自立活動）</u> を受ける ※3
支援学級	支援学級	○	○	○	○	○	一人一人の教育的ニーズをふまえた特別の教育課程の編成を行う

【※1 合理的配慮】

本人・保護者から合理的配慮の申し出を受けた場合は、「個別に必要とされる」一人一人の教育的ニーズに応じて、個別に検討して「必要かつ適切な変更及び調整」を行います。

【※2 下学年の学習】

ここで言う「下学年の学習」とは、例えば知的発達の遅れにより、当該学年の学習内容では、本人の成長につながらないため、1年間を通し、継続して下学年の学習内容もしくは、個人の学びのペースに合った学習内容に替えて学習するといった特別な学び方が可能であることをあらわしています。

【※3 障害に応じた特別な指導（自立活動）】

通級指導教室は、教科の補充を目的としていません。個々の児童生徒が自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的としています。



堺市の今後の取組（インクルーシブ教育システムの推進に向けて）

【通常の学級在籍児童生徒へのサポート】

- 各学校が、ユニバーサルデザインの考え方に基づく学習環境の変更・調整を行えるよう、合理的配慮協力員の活用の推進・支援教育サポーターの活用を推進します。

【通級指導教室の拡充】

- よりよい学びの場を選択できるよう、通級指導教室の人員確保に努め、巡回通級指導（教員が自校と近隣校の2～3校を兼務すること）も取り入れながら、段階的に、自校で通級指導を受けられる体制整備に努めます。

【教職員の専門性の向上】

- 発達障害に対する理解を深めるための研修、支援学級担任や特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員への研修の強化、専門家派遣等の充実に努めます。

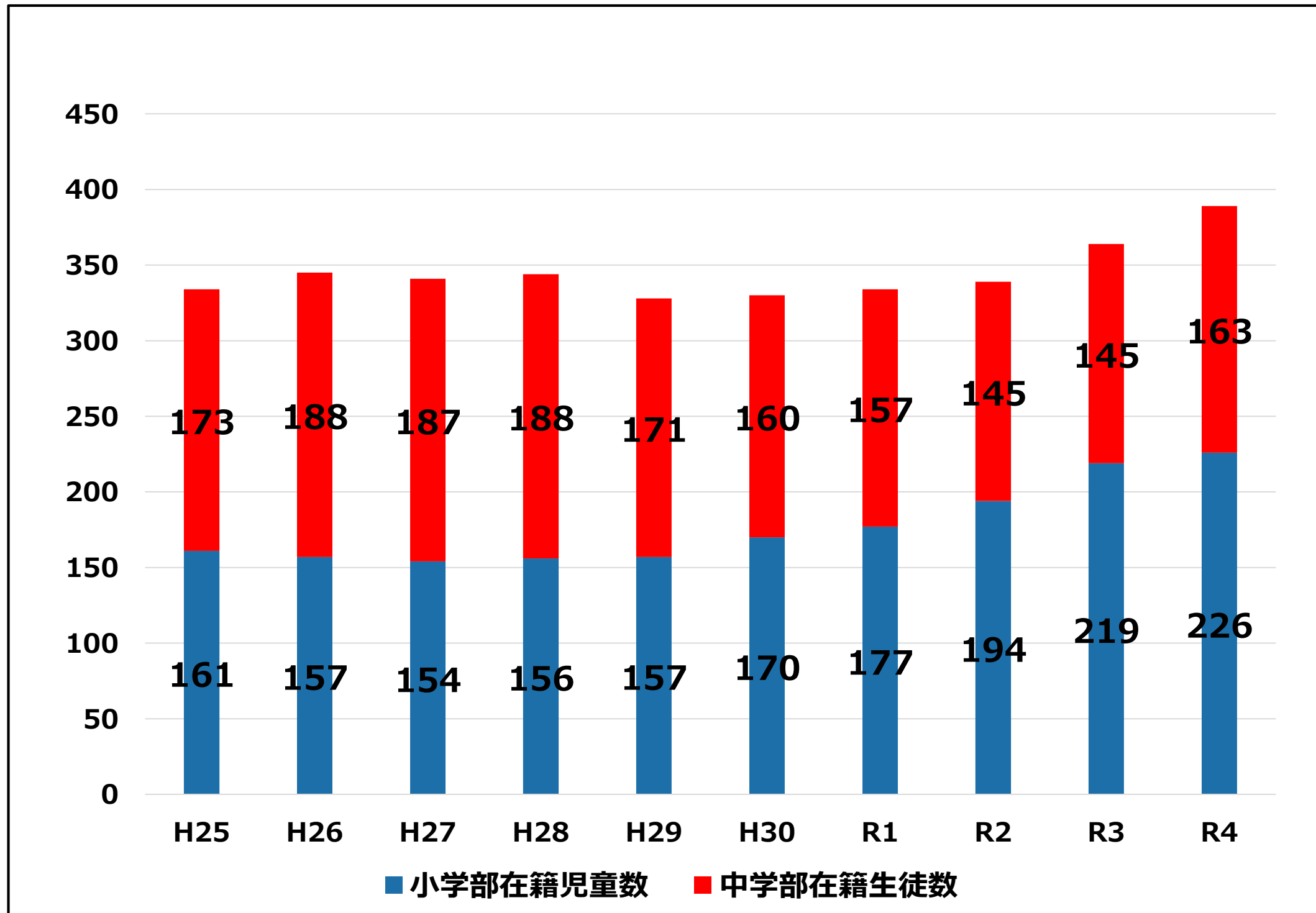


【参考資料】

1. 特別支援教育の現状
2. 特別支援教育とは
3. 小中学校における障害のある児童生徒の学びの場
4. 国における特別支援教育の方針

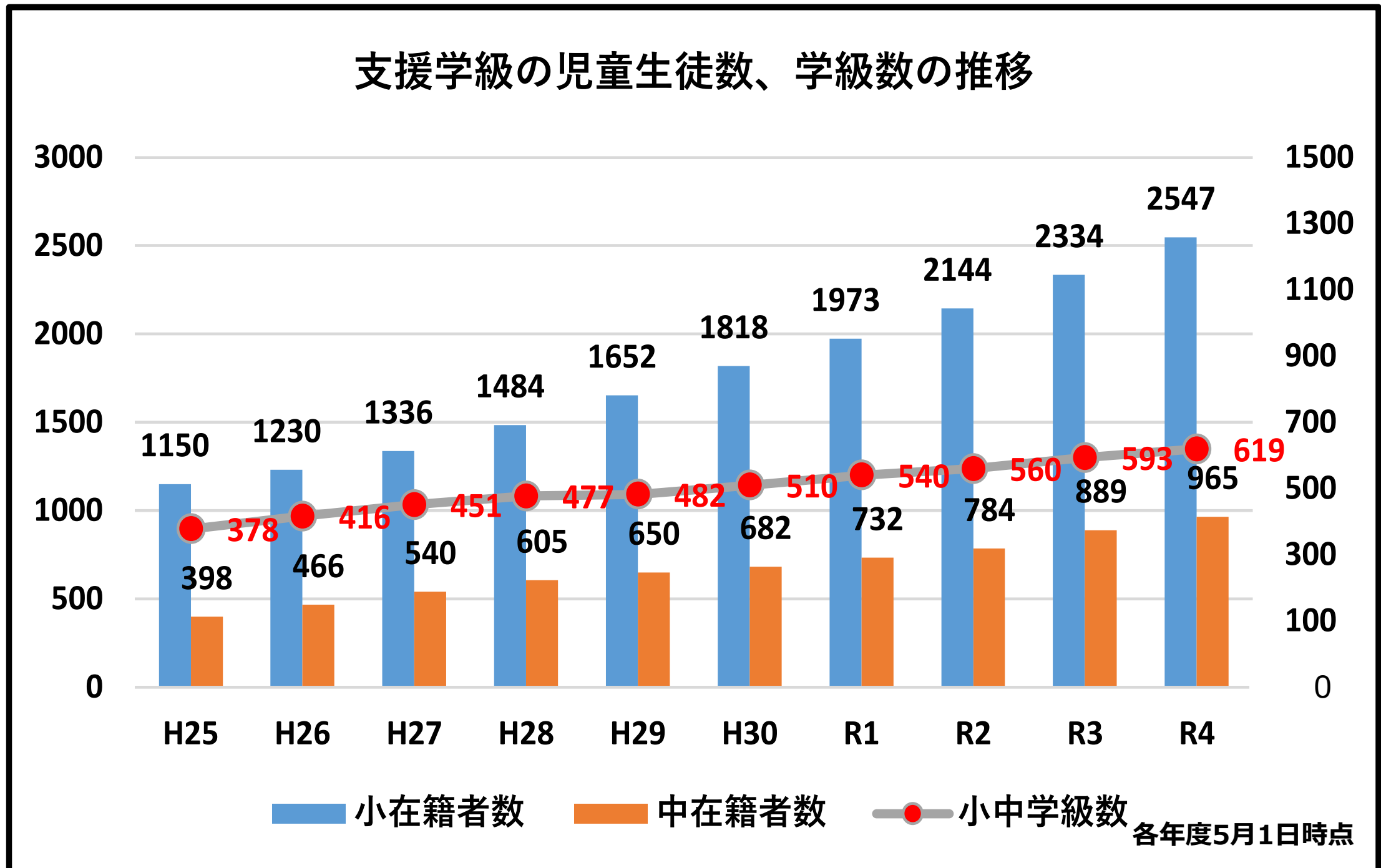
1. 特別支援教育の現状

①本市における支援学校在籍児童生徒数の推移



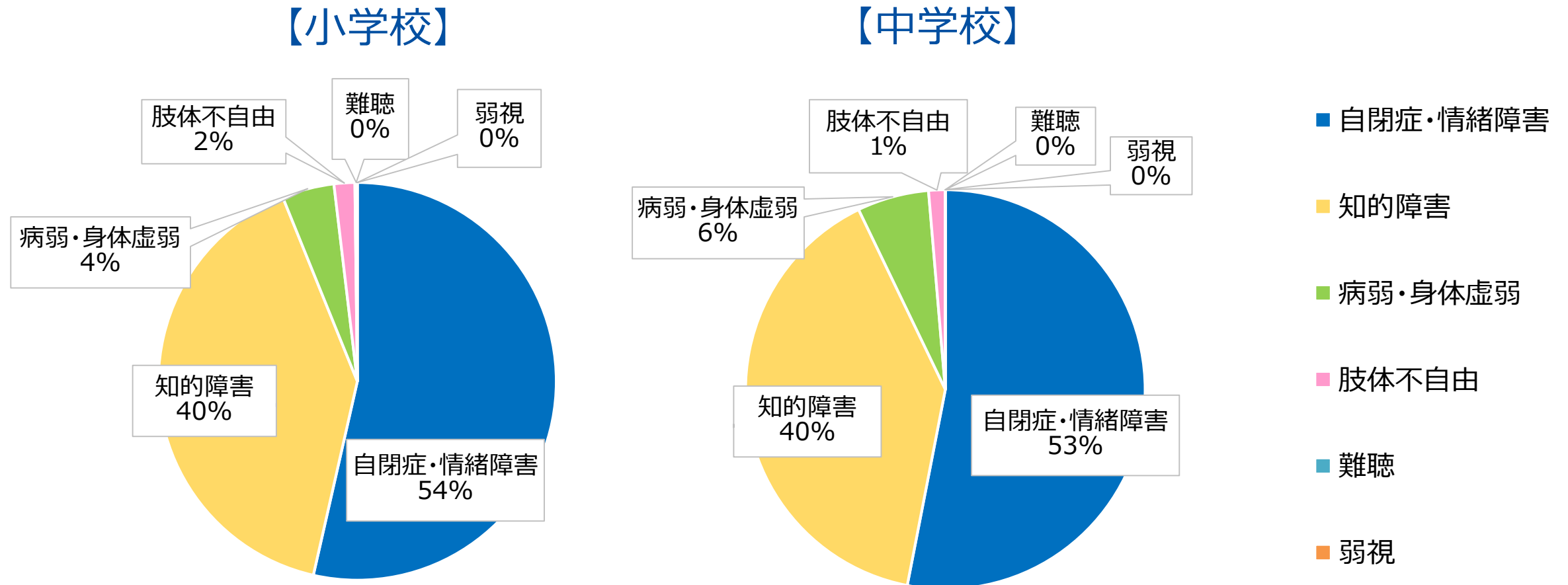
1. 特別支援教育の現状

②本市における支援学級の児童生徒数・学級数の推移



1. 特別支援教育の現状

③本市における支援学級在籍児童生徒の障害種別割合



(令和4年5月1日時点)

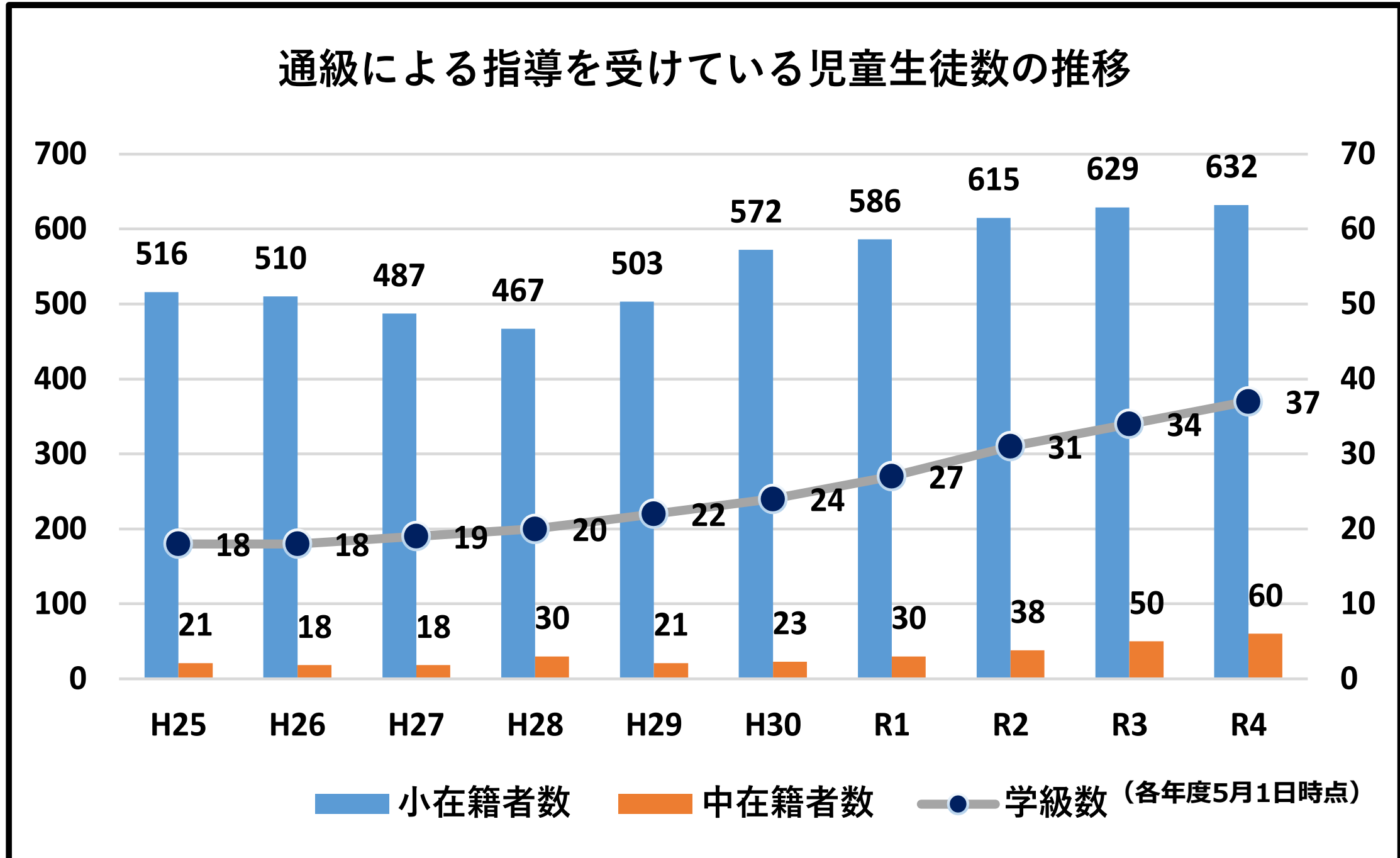
○本市における支援学級に在籍する児童生徒を障害種別で見ると、小学校、中学校ともに、自閉症・情緒障害が最も多く、半数を上回っている。

(参考) 全国→ 自閉症・情緒障害：51% 知的障害：45% (令和3年5月1日時点)

※全国的にも平成30年度を境に「自閉症・情緒障害」が「知的障害」を上回っている

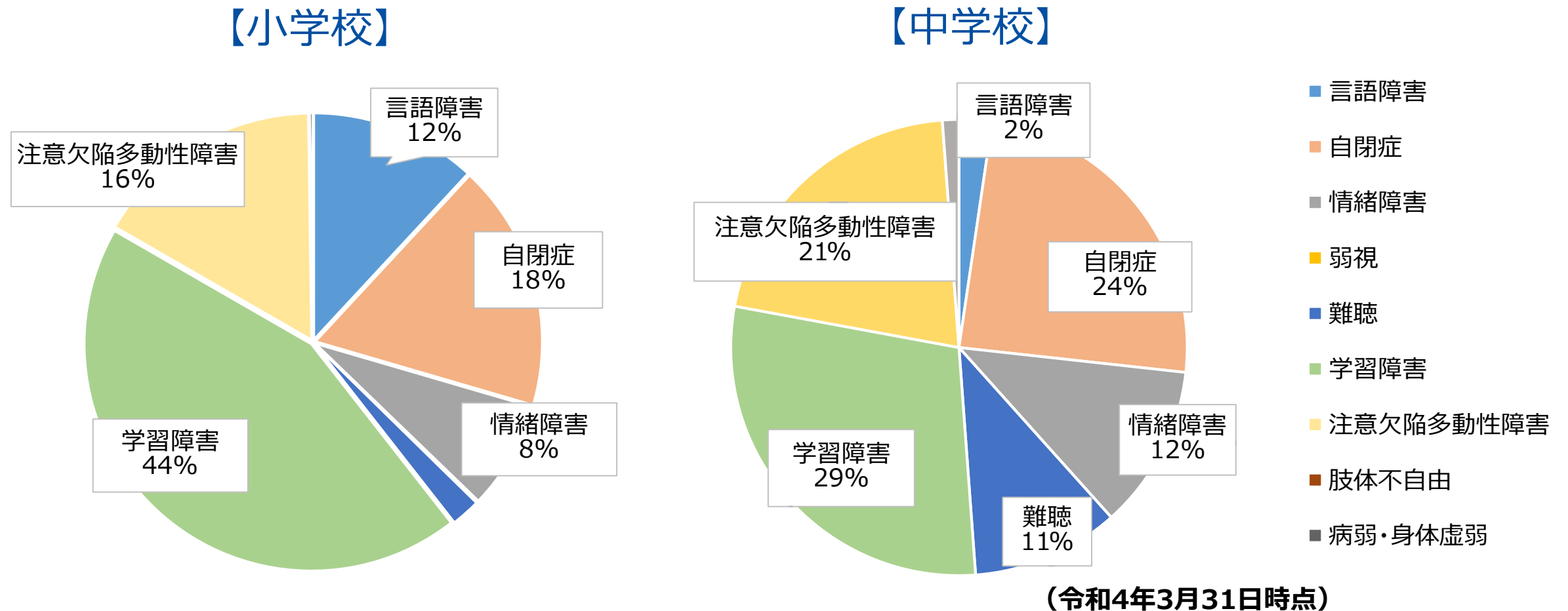
1. 特別支援教育の現状

④本市における通級指導教室在籍児童生徒数、学級数の推移



1. 特別支援教育の現状

⑤本市における通級指導教室在籍児童生徒の障害種別割合



○本市における通級指導教室に在籍する児童生徒を障害種別で見ると、小学校、中学校ともに、学習障害が多く、次いで自閉症、注意欠陥多動性障害と続く。

(参考) 全国→ ①言語障害：26% ②注意欠陥多動性障害：21% ③自閉症：20%
④学習障害：19% (令和2年5月1日時点)

※ただし、全国的に学習障害、注意欠陥多動性障害は令和元年5月1日時点と比較して急増(1.3~1.4倍)している。

2. 特別支援教育とは

- ◆ 特別支援教育とは、**障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援**するという視点に立ち、**一人一人の教育的ニーズを把握**し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

【障害種別】

視覚障害

視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することより、学習や生活に困難がある状態

聴覚障害

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

知的障害

同年齢の子供と比べ、認知や言語などにかかわる**知的機能の発達に遅れ**があり、他人との意思の交換等についての**適応能力も不十分**であり、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する**器官**が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

心身が**病気のため弱っている**状態や、病気ではないが**身体が不調な状態**が続く、病気にかかりやすいといった状態

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態

情緒障害

周囲の環境から受ける**ストレス**により、**場面によって話ができない**など、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態

発達障害

自閉症

①他者との**社会的関係の形成の困難さ**、②**言葉の発達の遅れ**、③**興味や関心が狭く特定のものにこだわる**という特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態

学習障害（LD）

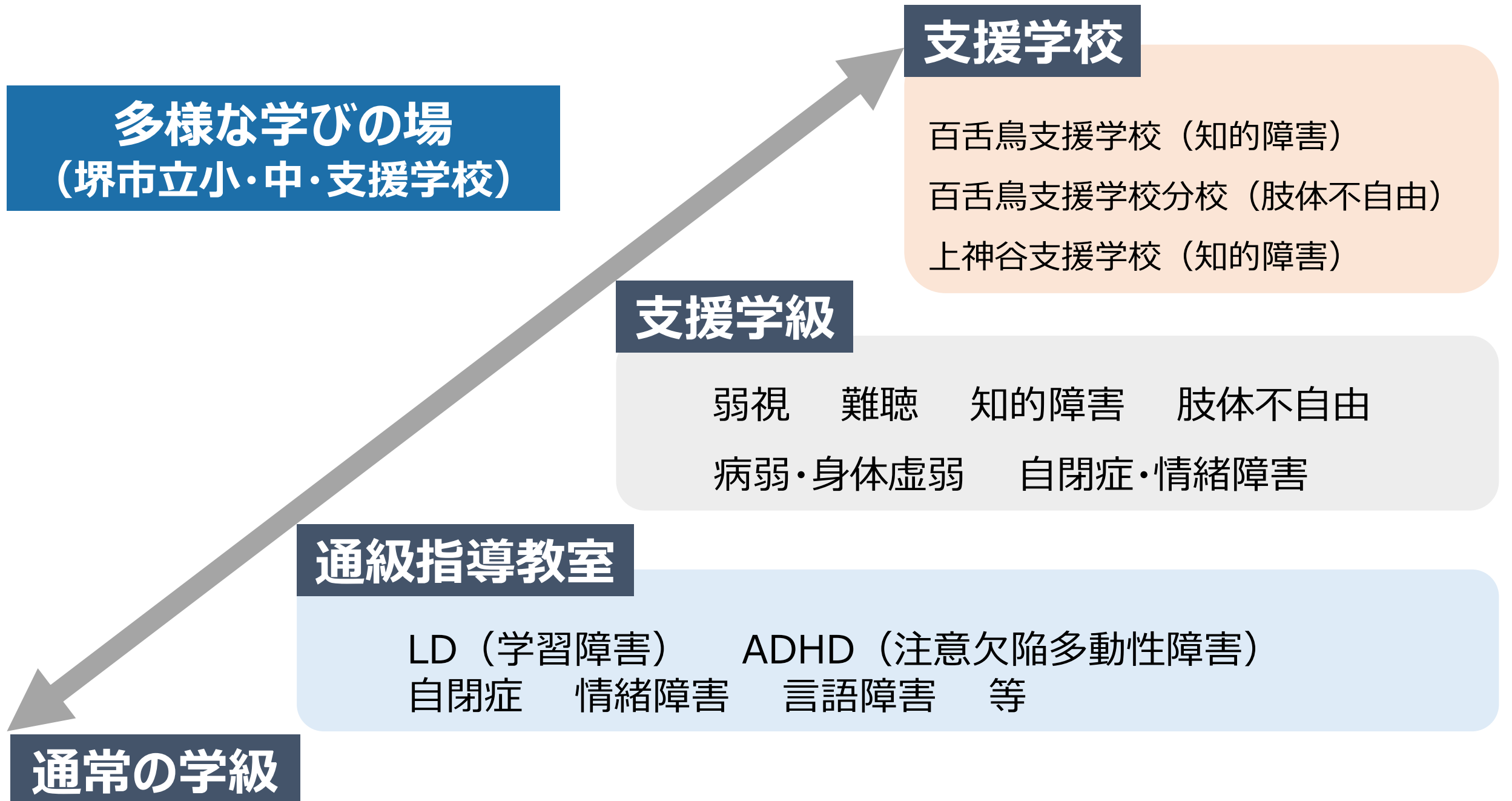
全般的に知的発達に遅れはないが、**聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する**といった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの**習得と使用に著しい困難**に直面している状態

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に**不釣り合いな注意力**、**多動性**又は**衝動性**により、生活上、様々な困難に直面している状態

2. 特別支援教育とは

連続性のある「多様な学びの場」



発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒 8.8%

※令和4年12月公表「通常級の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査 (文部科学省)」結果より

3. 堺市の小中学校における障害のある児童生徒の 学びの場

支援学級

R4 小学校442学級

中学校177学級

障害による学習上または生活上の困難を克服する教育を行うために、特別に編制された学級。

- ①弱視 ②難聴 ③知的障害 ④肢体不自由
- ⑤病弱・身体虚弱 ⑥自閉症・情緒障害

の6つの学級を設置しています。

支援学級では、子ども一人一人の課題や発達に合わせて、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づいて指導や支援を行っています。

支援学級に在籍する子どもたちは、学習の内容に応じて、通常の学級と支援学級のどちらかで活動します。

3. 堺市の小中学校における障害のある児童生徒の 学びの場

通級指導教室

R4 小学校30教室 中学校7教室

通常の学級に在籍している発達障害等の子どもが、教科等の学習は通常の学級で行いながら、課題に応じて通級指導教室で特別の指導を受けることができます。

- 通っている学校に通級指導教室がある場合は、時間割の一部を
通級の時間に振り替えて授業を行う（自校通級）
- 通っている学校に通級指導教室がない場合、放課後の時間等に、
通級指導教室が設置されている学校へ通う（他校通級）
- 教員が自校と近隣校の2校で授業を行う（巡回通級）

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD
（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）
等の児童生徒が利用しています。



3. 堺市の小中学校における障害のある児童生徒の 学びの場

通常の学級

学級や集団のルールをわかりやすく示し、集団でのさまざまな活動を通して、望ましい仲間づくりを行います。

ユニバーサルデザインの視点を踏まえた学習環境づくりや「どの子にとってもわかりやすい」授業づくりを行う「授業のユニバーサルデザイン化」を進めています。

授業づくりや環境づくりの一例

- ・授業の見通しがもてる工夫
- ・授業のめあてやポイントの明確化
- ・黒板の書き方の工夫
- ・学級のルールや活動の流れが一目でわかる工夫
- ・整理整頓された教室



4. 国における特別支援教育の方針

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

（令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知）

《通知趣旨》

- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要
- インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、**障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶこと**を追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに**最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要**
- これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「**交流及び共同学習**」が**大きな意義を有する。**

※**交流及び共同学習**（支援学級に在籍する児童生徒の交流先の学級で実施される活動）

「**交流**」……相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする。

「**共同学習**」…教科等のねらいの達成を目的とする。

⇒二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要がある。

4. 国における特別支援教育の方針

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

（令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知）

《文部科学省からの指摘》

文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、**特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。**

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、**自立活動の時間が設けられていない**
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、**通級による指導が十分に活用できていない**

といった事例も散見された。

4. 国における特別支援教育の方針

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

（令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知）

《通知内容》

- 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について
- 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の回数について
- 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の回数について
- 第4 通級による指導の更なる活用について

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

（令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知）

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、**障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。**

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

（令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知）

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、**特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであること。**言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、**原則として週の授業時数の半分以上を目安**として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒については、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りでないこと。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

（令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知）

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

◇週の半分の根拠について文部科学省の見解

- ・学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編成され、障害に応じた指導が行われるものであること
- ・交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること等を総合的に勘案し、「半分」とした。